

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更
（宛先） 京都府知事		平成26年9月30日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府長岡京市開田1丁目1番1号	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 長岡京市長 小田 豊	

主たる業種	市町村機関		細分類番号	9	8	2	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23～25年度を平均の基準量に、平成28年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	「長岡京市役所地球温暖化防止実行計画」に規定されている体制で、計画を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23～25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,421.9 トン	5,368.4 トン	5,368.4 トン	5,368.4 トン	-1.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,535.5 トン	5,318.4 トン	5,318.4 トン	5,318.4 トン	-3.9 パーセント	
目標の根拠							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (従業員数)	5.69	5.52	5.52	5.52	-3.51 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		従業員数を原単位として、上記の根拠を基に3年間で3%以上の削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画			基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考
			85.0 セント	100.0 セント	100.0 セント	100.0 セント	
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度		長岡京市役所地球温暖化防止実行計画における取組みの推進。				
	(27)年度		長岡京市役所地球温暖化防止実行計画における取組みの推進。				
	(28)年度		長岡京市役所地球温暖化防止実行計画における取組みの推進。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容		市役所より5キロ未満の徒歩または自転車通勤の者に対して、マイカー通勤の者より通勤手当を割増支給している。				
	上記の措置を採用する理由		割増支給をすることで、マイカーから徒歩、自転車通勤への変更を促すことが出来ると考えられるため。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分		第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		50.0 トン	50.0 トン	50.0 トン		
	府内産の木材の利用によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
合 計		50.0 トン	50.0 トン	50.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市の面積の約4割を占める西山を整備するために、森林所有者、地域住民、企業、NPO、大学などと連携して活動に取り組んでいる。また、小中学生に対して、西山で環境教育を行っている。住宅用太陽光発電システム設置補助、薪ストーブ設置補助、市内産間伐材の薪購入補助を実施している。						
特記事項	太陽光発電導入計画 平成26年度：長岡第五小学校（15kW）、平成27年度：神足小学校（30kW）、西代公園（10kW） ※うち、神足小学校のみ売電予定						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。